

令和3年度第2回明石市都市計画審議会 報 告 事 項

2021年(令和3年)10月25日

都市局都市整備室都市総務課

① 明石市都市計画マスタープランの改定について

明石市都市計画マスタープラン 全体のフロー（案）

現
状

【上位計画】

【都市計画区域マスタープラン（R3.3）】

- 目標年次
令和7年（2025年）
- 都市づくりの基本理念
 - (1) 安全・安心な都市空間の創出
 - (2) 地域のイニシアティブ（主導）による魅力的な都市づくり
 - (3) 持続可能な都市構造の形成

【（仮称）あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）素案】

- 計画期間
2022年度～2030年度（9年間）
- まちづくりの基本理念
SDGs未来安心都市・明石
～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～
- まちづくりの方向性
 - ① 環境：人にも自然にも地球にもやさしいまち
 - ② 社会：すべての人が助け合い安心して暮らせるまち
 - ③ 経済：にぎわいと活力が持続するまち

【まちづくりの状況】

- ・ 中心市街地の活性化
- ・ 子育て支援の充実
- ・ 中核市としてサービス向上
- ・ 区画整理、民間宅地開発
- ・ 南北幹線道路、環状道路
- ・ 交通結節点整備
- ・ 公園、親水空間整備
- ・ ユニバーサルデザイン

【市民意識】

- 市民意識の変化（向上）
 - ・ まちに愛着を感じる
 - ・ 住み続けたい
 - ・ 子育て環境が良い
- よくなった分野
 - ・ 子育て環境の充実
 - ・ 良好な都市環境の整備
 - ・ 交通体系の構築
- 今後推進すべき分野
 - ・ 高齢者支援の充実
 - ・ 交通体系の構築
 - ・ 防災生活安全対策の推進

【現状整理】

- ・ 人口は近年増加
- ・ 高齢化の進展
- ・ 都市の拡大にあわせた基盤整備
- ・ 公共交通利用者の増加
- ・ 日常生活サービス施設（医療、福祉、商業、公共交通）の充実
- ・ 共生社会への取り組み
- ・ 地価の上昇

課
題

【将来における主要課題】

- 超高齢社会等の社会変化への対応
- 地球環境への配慮
- インクルーシブ（共生社会）の推進
- 安全安心・防災対策
- 産業構造の変化への対応
- 新しい生活様式・分散型社会への対応
- 都市機能の維持・向上
- 地域の主体的なまちづくり

全
体
構
想

【都市づくりの視点】

- 【環境】 豊かな環境と都市の強さとしなやかさが調和した“安全・快適な暮らし”をめざす都市づくり
- 【社会】 超高齢社会を念頭においた多種多様な交流が生み出す“やさしい共生社会”をめざす都市づくり
- 【経済】 地域の資源・特性を生かし好循環を生む“活力ある地域経済の確立”をめざす都市づくり

【将来都市像】

やさしさ・豊かさ・活力が持続する 未来安心都市・明石
～ 世代・分野を超えて住み続けられる都市空間の確立 ～

目標年次：2030年度
人口規模：30万人（2030）

【都市づくりの方向性】

- ① 誰もが安全・安心に暮らせる、人に優しい都市づくり
- ② 災害に強く、強靱な都市づくり
- ③ 都市と自然が融合する都市づくり
- ④ まちの魅力により活力と交流が持続する都市づくり
- ⑤ スマートシティの推進による次世代の都市づくり

方
針

【将来都市構造・都市づくりの方針】

- 1 土地利用の方針 **土地利用**
 - (1) 市街化区域・市街化調整区域の方針
 - (2) 用途別の方針
- 2 都市施設整備の方針 **都市施設**
 - (1) 交通施設整備の方針
 - (2) 公園・緑地等整備の方針
 - (3) 上下水道・河川等整備の方針
 - (4) その他の都市施設整備の方針
- 3 環境保全・整備の方針
 - (1) 環境にやさしいまちづくりに関する方針
 - (2) 空間的環境整備の方針
 - (3) 移動環境整備の方針
- 4 景観形成の方針
 - (1) 景観類型別方針
 - (2) 推進地区
 - (3) 景観都市づくりの推進
- 5 市街地整備と住宅地整備の方針
 - (1) 市街地整備の方針
 - (2) 住宅地整備の方針**市街地開発事業**
- 6 都市防災の方針
 - (1) 耐震化・不燃化
 - (2) 都市基盤の整備
 - (3) 土砂災害と浸水対策

地域別構想（地域ごとに地域性の高い事項を整理）

1-1. スマートシティの定義と効果

<スマートシティの定義>

—スマートシティは地域や解決すべき課題等によって様々ですが、大きくりに定義するとすれば、

①後述する3つの基本理念、5つの基本原則に基づき [コンセプト]

②ICT等の新技術や官民各種のデータを活用した市民一人一人に寄り添ったサービスの提供や、各種分野におけるマネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化等により [手段]

③都市や地域が抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける [動作]

④持続可能な都市や地域であり、Society 5.0の先行的な実現の場 [状態]

であるといえます。

—スマートシティは特定の都市や地域のみにおける取組ではありません。国際ビジネス機能が集中する大都市都心部における国際競争力の強化を目的としたものから、地域循環共生圏にもつながる里山里海などを有する地域における豊かな自然と共生した地域づくり(スマートローカル)を目的としたものに至るまで、全国全ての地方公共団体において取組可能な政策です。

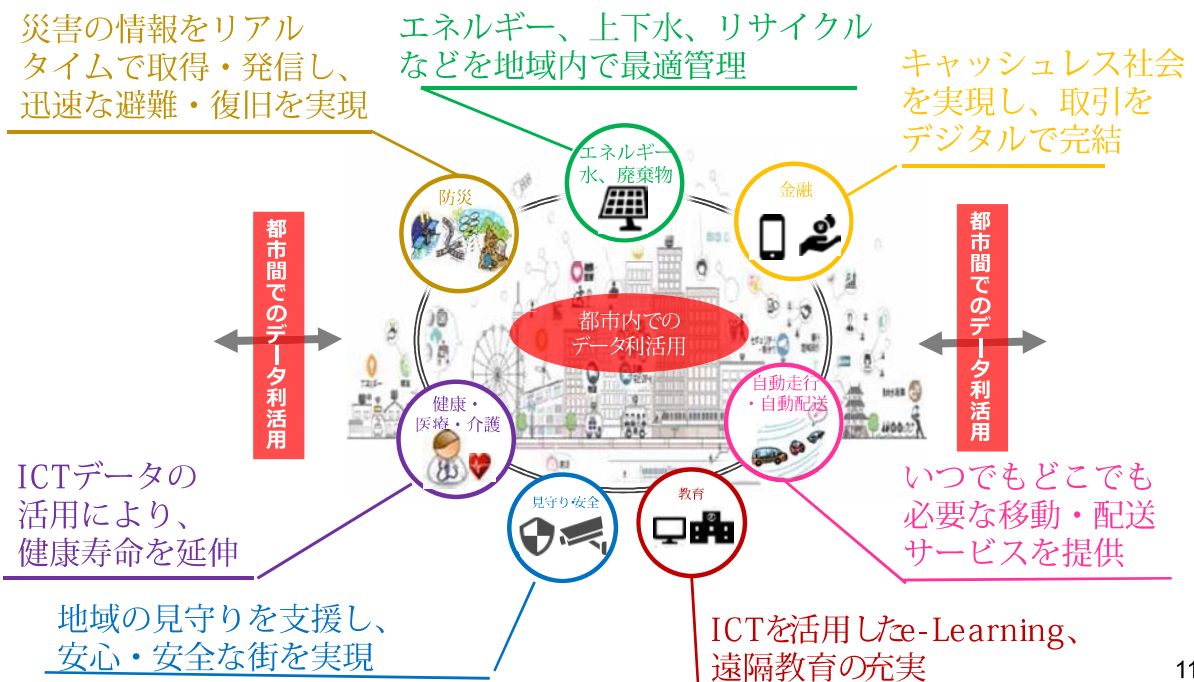
—また、スマートシティの取組のみで諸課題のすべてが解決するものでもありません。福祉政策、環境政策、教育分野政策、産業振興政策、都市政策など様々な分野の政策と一体となってはじめて、目指すべき都市・地域像が実現されるものです。

—なお、大掛かりな取組ばかりがスマートシティではありません。都市には都市の、ローカルにはローカルの課題があります。それぞれの地域の置かれた状況や住民ニーズに対応した取組であれば、それがいかに小規模なものであったとしてもスマートシティであると言えます。

9

1-1. スマートシティによって何がよくなるか

- 分野横断的に様々なデータを取得・利活用し、総合的なサービスの向上が期待されます。(以下はその例です)
- さらに、多都市・多分野に跨り産官学・市民が関わることで、新たな枠組みによる課題解決が期待されます。



11

スマートシティが実現する未来 ～交通・モビリティ～

地域の抱える課題

- ✓ 自家用車集中による都市中心部や観光地の交通混雑の緩和
- ✓ 都市周辺部、過疎地における公共交通の確保
- ✓ 交通事業者における人手不足の懸念



スマートシティが実現する未来イメージ図 ～交通・モビリティ～

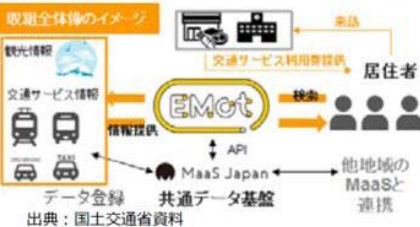
- 位置情報や交通観測データを利用し、市民の移動を最適化する。移動体験の付加価値を向上させる。
- 自動運転の活用などにより、都市部や観光地での混雑緩和や、中山間地における交通空白地帯の解消を図る。
- 将来、交通事業者の人手不足が深刻化しても、公共交通サービスを持続可能にする。



スマートシティが実現する未来 ～交通・モビリティ～ 事例

しんゆりMaaS (川崎市)

鉄道、バス、オンデマンド交通、タクシー等、多様な交通手段のアプリからの検索・手配に加え、電車のリアルタイム運行情報や混雑情報の発信、観光情報の発信等のサービスを提供するほか、教育・商業施設と連携した公共交通利用促進策を実施。



実施地区	小田急線新百合ヶ丘駅周辺
実施主体	川崎市、小田急電鉄(株)、小田急バス(株)、川崎交通産業(株)、神奈中タクシー(株)
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・MaaSアプリEMot(エモット)により、鉄道、バス、オンデマンド交通、タクシー、カーシェアについて一体的に検索・手配可能。 ・小田急線の各列車、各駅間のリアルタイム運行情報や混雑予測表示、観光情報発信等も通じて、安心・快適な公共交通利用を推進。
使用する技術やデータ	・MaaSアプリやオンデマンド配車システム、等

会津Samurai MaaS (会津地域)

観光・生活MaaSとして、運休・混雑等のリアルタイム情報発信、施設・店舗情報の登録PF、多様な交通モードのチケット発券などのサービスを提供するほか、他地域のMaaSアプリとの連携も実現。



出典：会津若松市

実施地区	会津地域
実施主体	会津Samurai MaaS プロジェクト協議会
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍等におけるリアルタイムな情報反映(運休・混雑等) ・施設・店舗情報との連携のための登録PF ・需要創出するチケット発券などの実現を可能にする基盤を日立地域との連携により構築 ・他地域MaaSとの連携
使用する技術やデータ	・MaaSシステム、等

自動運転バス定常運行 (茨城県境町)

国内で初めて、自動運転バスを生活路線バスとして定時・定路線での運行を開始



出典：茨城県境町公式HP

実施地区	「境シンパシーホールNA・KA・MA」と境町の地域活性化の活動拠点である「河岸の駅さかい」をつなぐ、往復約5kmのルート
実施主体	茨城県境町、BOLDLY(株)(運行管理)、(株)マクニカ(メンテナンス)
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の拠点施設を結ぶ路線。 ・乗車料金無料、16便/日。 ・病院や郵便局前など、バス停は全8カ所。 ・地方公共団体が自動運転バスを公道で定常運行するのは国内で初めて。
使用する技術やデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転技術 ・3Dマップデータ収集、障害物検知センサー等

スマートシティが実現する未来 ～防災～

地域の抱える課題

- ✓ 異常気象多発による災害（大雨による河川や内水の氾濫、がけ崩れ等の発生）に伴う被害の抑制
- ✓ 避難先での生活環境の向上
- ✓ 救援の効率化、安全性向上



スマートシティが実現する未来イメージ図 ～防災～

- 地形や気象をデータ化し、予測やシミュレーションに応じた最適な対策を社会及び個人で進める。
- 災害が発生した際、情報の可視化や分析により、適切な避難誘導や災害対応を実行できる体制を構築する。
- ロボット技術の活用などにより、人口減少や救援者の安全に配慮した救援活動を可能とする。



スマートシティが実現する未来 ～防災～ 事例

災害コミュニケーションツール 防災情報発信（大丸有地区）

人の移動・滞留や被害等の状況をリアルタイムで収集・分析・可視化し、避難情報等をプッシュ通知。

リアルタイムデータの収集



実施地区	東京都千代田区大丸有エリア（大手町・丸の内・有楽町）
実施主体	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会、東京都、千代田区
取組概要	・データを「大丸有版都市OS」によって連携し、都市の2D/3Dモデル「デジタルマップ・ツイン」上等のダッシュボードで可視化・分析することで、データ利活用型エリアマネジメントを推進
使用する技術やデータ	・人流データ、災害データ ・施設状況データ 等

市内除雪車の位置情報発信 （会津若松市）

都市OSである会津若松+（プラス）やLINEを活用したAIチャットボットを通して、市内の除雪車約270台の位置情報を閲覧可能。



出典：会津若松+

実施地区	会津若松市内
実施主体	・除雪車運行システム 会津若松市道路課 ・都市OS（会津若松+） 会津地域スマートシティ推進協議会（公立大学法人会津大学、本田屋本店街、㈱グリーン発電会津、若松ガス㈱、会津乗合自動車㈱、会津若松市 等）
取組概要	・GPSデータを活用した「除雪車運行システム」により、除雪車の稼働状況をパソコンやスマートフォンで確認
使用する技術やデータ	・データ連携基盤 ・GPSデータ 等

データ連携基盤を活用した 広域防災（高松市ほか）

高松市のデータ連携基盤を隣接2市町が共同利用し、防災情報を一元的に管理し広域災害への対応力も向上。



出典：総務省、NEC資料

実施地区	高松市、観音寺市、綾川町
実施主体	高松市、観音寺市、綾川町
取組概要	・高松市、観音寺市、綾川町の3市町にて防災に関するデータを連携 ・運用維持費は負担金方式で分担
使用する技術やデータ	・道路通行、気象、河川水位、潮位データ ・データ連携基盤 等

スマートシティが実現する未来 ～インフラ維持管理～

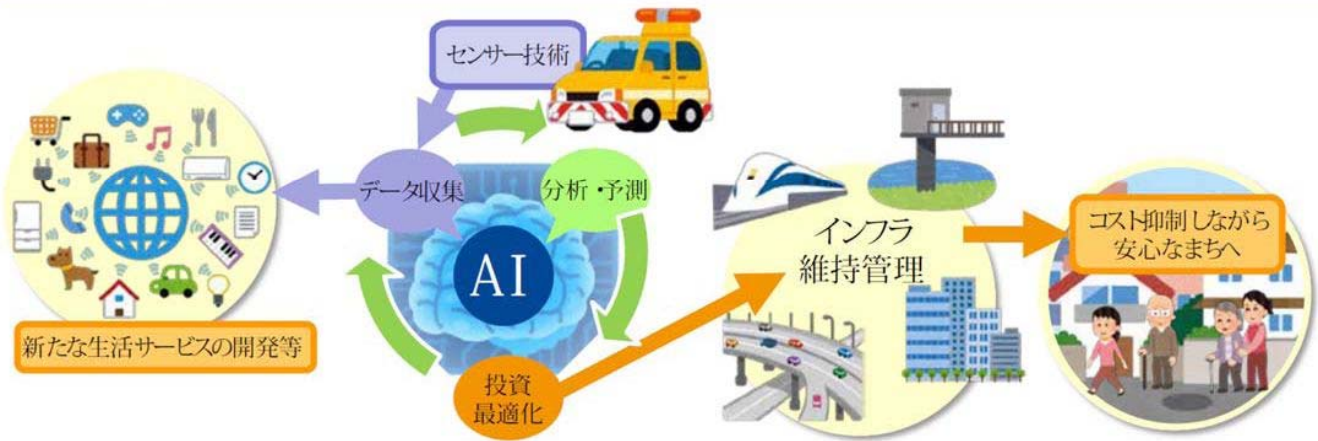
地域の抱える課題

- ✓ 市民の日常生活や企業の事業活動を支える既存インフラの老朽化
- ✓ 安全性の確保と補修・更新投資費用のバランス
- ✓ 生活水準の維持向上



スマートシティが実現する未来イメージ図 ～インフラ～

- センサー技術等を活用してデータを集め、AIによる分析・予測で、インフラ維持管理の効率化・高度化を図る。
- 投資の最適化により、コストを抑制しながら安心なまちをつくる。
- データの収集を通じて、市民生活の生活水準の維持向上に役立つ新たなサービスの開発等を行う。



スマートシティが実現する未来 ～インフラ維持管理～ 事例

ロボットを活用したビル管理 (羽田第一ゾーンスマートシティ)

ロボットの統合管制による自動清掃ロボットや自動配送ロボットの活用



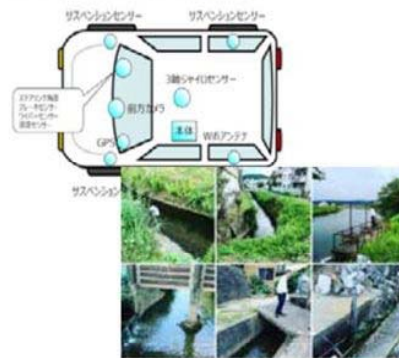
スマートロボティクス



実施地区	羽田第一ゾーンスマートシティ (羽田空港跡地第1ゾーン整備事業 第一期事業)
実施主体	羽田第1ゾーンスマートシティ推進協議会
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自動清掃ロボットを建物及び周辺の清掃業務活用に向けた実証を実施。 ・アバターロボットで、運搬ロボット先導や警備業務活用に向けた実証を実施。
使用する技術やデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・自動走行ロボット ・データ連携基盤 等

IoTを活用したインフラ維持管理 (益田市)

公用車に設置したセンサーによりデータ収集、AIによるデータ分析を行い、道路管理に活用



実施地区	島根県益田市
実施主体	(一社) 益田サイバースmartシティ創造協議会
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・益田市公用車に取り付けた道路モニタリングセンサーにより市内道路状況の把握。 ・収集データをIoTサーバで公開し市の道路管理利用、道路データとして様々な研究開発に使うことが期待される。
使用する技術やデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・WiFiとFTTH ・AIによる画像解析 ・データ連携基盤 等

スマートインフラマネジメントシステム (首都高)

GISと各種情報を紐づけ、迅速な検索が可能、システムで現場調査、計測が可能



出典：首都高速道路(株) HP

実施地区	首都高速道路
実施主体	首都高グループ
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・データプラットフォーム、GISプラットフォーム上で、各種構造物の諸元、点検や補修履歴など維持管理に必要な情報の迅速な検索、収集が可能。 ・3次元点群データによるデジタルツイン 取得した3次元点群データを用いてシステム上で現場計測や図面作成、施工シミュレーション等の実施が可能。
使用する技術やデータ	GISプラットフォーム、3次元点群データ、Infra Doctor、画像解析、AI、ロボットドローン 等

スマートシティが実現する未来 ～都市計画・整備～

地域の抱える課題

- ✓ 都市全体のデータによる把握が不十分
- ✓ データに基づく都市計画の推進
- ✓ 住民参加型都市づくりの推進



スマートシティが実現する未来イメージ図 ～都市計画・整備～

- アナログ情報のデータ化やビッグデータの生成により分析を進め、政策の策定や事業計画に活かす。
- データのオープン化を図り、産学官における都市計画に関する研究を推進
- データに基づくプランを踏まえたまちづくりに関する住民間の議論の活発化と合意形成の促進



データ化・ビッグデータ生成



データのオープン化と計画



まちづくりに住民参加

スマートシティが実現する未来 ～都市計画・整備～ 事例

水道メーターによる空き家の把握 (さいたま市)

1年以上契約のない水道メーターの存在する建物を空き家と判断し、空き家の分布状況データを作成

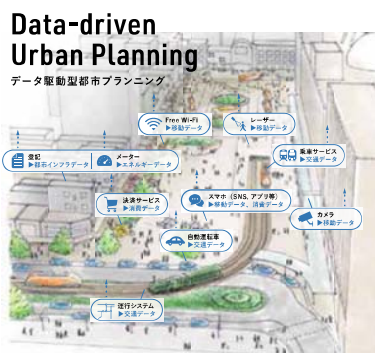


出典：さいたま市空き家等対策計画 平成30年3月さいたま市

実施地区	さいたま市内
実施主体	さいたま市
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、商業施設、工業施設等（公共施設除く）の建物を対象とし、1年以上契約のない水道メーターの存在する建物を空き家と判断。 ・空き家の分布状況データは、各年のデータだけでなく、一定期間以上のもも抽出可能。
使用する技術やデータ	・水道メーターデータ 等

データ駆動型都市プランニング (松山市)

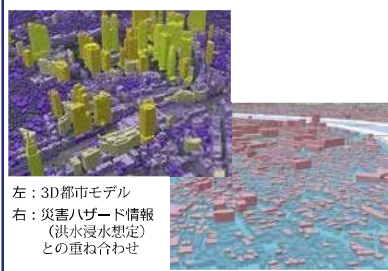
様々な都市データの組み合わせにより、歩いて暮らせるまちづくり、健康増進、地域活性化などを目的



実施地区	松山市内
実施主体	松山スマートシティ推進コンソーシアム
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・都市データセンシング、都市データプラットフォーム、シミュレーション、可視化ツールの技術を用いて、データ駆動型都市プランニングの方法論を確立。
使用する技術やデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・人流データ、交通データ ・交通等のシミュレーションと可視化 等

Project PLATEAU (国土交通省)

3D都市モデルの整備・利活用を通じて、都市計画・まちづくりや防災対策の高度化、多様な都市サービス創出等を実証。



出典：Project PLATEAU特設ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/plateau/>)

実施地区	全国約50都市
実施主体	国土交通省
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・全国約50都市の3D都市モデルを作成し、オープンデータ化 ・我が国の3D都市モデルのデータ製品仕様等を初めて策定 ・ユースケースを実証し、活用事例集等の各種マニュアルを公開
使用する技術やデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・3D都市モデル (CityGML) ・都市計画基本図や都市計画基礎調査情報 ・人流データ、交通データ 等

■将来都市構造・都市づくりの方針（素案）

- 中心核、主要地域核・・・商業をはじめとする多様な機能の集積を図り、にぎわいと活気のある空間形成を進めます。
- 環境・景観核・・・利用環境の整備・改善で潤いのある空間形成に努めます。
- 骨格交通軸・・・引続き必要な道路の整備を図るとともに公共交通重視の観点から、交通利用環境の向上に努めます。
- 骨格環境軸
- 海岸軸・・・明石のシンボルである海に親しめる憩いの場となる整備と活用を図ります。
 - みどりの軸・・・土地活用と自然の保全の調和のとれた、緑に親しめる環境軸づくりを進めます。
 - 河川軸・・・治水安全度を高めるとともに、水に親しめる軸づくりを進めます。
- 生活連携軸・・・上記の核と軸が暮らしに溶け込み、精神的な豊かさを感じられるよう、回遊性の向上を図ります。



図 将来都市構造図

1 土地利用の方針

「将来都市構造」を実現するため、以下の方針として土地利用を進めます。

(1) 市街化区域・市街化調整区域の方針

①市街化区域

- ・市街化区域では、活力ある商業地と工業地、住み良い住宅地づくりを目指した土地利用を図ります。
- ・道路、公園等の基盤が良好な市街地では、適切な維持・更新を図り、基盤が不十分な市街地では、整備・改善を図りつつ、既成市街地の有効活用を図ります。
- ・市街化が十分に進んでいない市街地では、土地区画整理事業や生活道路の整備、地区計画の活用にて基盤整備を進めるなど、良好な市街地形成を図ります。
- ・市街化区域内農地等については、農政との連携のもと、都市的土地利用へ転換すべき農地等は宅地化を促進するほか、都市緑地として活用すべき農地については生産緑地制度を検討する等、農地の保全や活用を図ります。
- ・既成市街地のコンパクトな都市構造を維持するため、市街化区域の拡大は、最小限に止める観点から、必要性の検証などを十分に検討します。

②市街化調整区域

- ・市街化調整区域では、農業施策により農用地等優良農地の保全と生産性向上を図りつつ、農地やため池を都市の貴重な緑空間として保全を図るとともに、集落地を自然と調和した潤いある暮らしの場として、持続可能な環境保全に努めます。
- ・幹線道路沿道の既に都市的土地利用が進んでいる場所では、市街化調整区域であることに留意し、後背地の農業的土地利用に悪影響を与える土地利用を未然に防ぐよう誘導を図ります。
- ・新たに一定の大規模な土地利用の転換を図る際は、周辺の土地利用状況及び基盤整備状況を踏まえながら、市街化区域への編入、地区計画または開発許可制度の活用などにより、保全と活用との調和を図りながら適切な土地利用を誘導します。

(2) 用途別の方針

①商業・業務系地域

- ・中心核となる鉄道駅周辺は、市の拠点となる立地を踏まえ、市内外から多くの人が集まる街となるよう、商業・サービス機能の集積を強化し、住環境とも調和した複合的な土地利用を図ります。
- ・主要地域核となる鉄道駅周辺は、鉄道や主要幹線道路等の交通結節点としての機能を活かし、住環境の再整備に加え、駅利用者や周辺住民に便利な商業・サービス機能や公共公益機能の集積、維持を図ります。
- ・その他鉄道駅周辺は、各地域に応じた駅利用者や周辺住民に便利な商業・サービス機能や公共公益機能の集積、維持を図ります。
- ・交通量の多い幹線道路において、既存の沿道サービス施設等が立地している区域を中心に、周辺の住環境との調和を留意しながら、道路利用者等に利便を提供する商業・サービス機能の維持、魅力向上を図ります。

②工業系地域

- ・雇用や産業機能を維持・向上させる拠点として、工業機能が集積する区域では、産業機能の強化を図ります。
- ・小規模な工場等が住宅とともにある複合市街地では、周辺住環境との調和及び地域住民の意向に配慮しながら、工場の操業環境の維持・向上を図ります。
- ・酒造工場が集積するなどの産業観光に大きな役割を果たす区域では、地元意向の調整を図りながら工業機能が地域と共存する土地利用を図ります。

③住宅系地域

- ・「中高層住宅地」において、良好な環境を形成している住宅団地等では、その住環境の維持を図ります。また、老朽化が進む住宅団地等では、多世代の住民が共生するエリアマネジメントなど、公民協働で住みよい都市づくりを進め、既存ストックを有効に活用した住環境の維持・再生を図ります。
- ・「低層住宅地」において、良好な環境を形成している住宅団地等では、地元による地区計画指定等の取り組みを支援するなど、その住環境の維持を図ります。また、成熟した住宅団地等では、公民協働で住みよい都市づくりを進め、既存ストックの有効活用による住環境の維持・再生を図ります。
- ・「一般住宅地」において、木造住宅が密集する市街地では、道路や公園、広場等の基盤整備を進めつつ、地域主体の都市づくりを支援することで、地域の安全性や魅力強化と住宅の建替の促進などを図ります。
- ・土地区画整理事業等が行われ、良好な基盤整備が進んでいる地区では、住宅立地を促進し、良好な住宅地づくりを図ります。また、基盤整備が十分ではない地区では、狭あい道路整備事業などによる生活道路の安全性向上や、空閑地の土地利用を促進し、良好な住宅地づくりを図ります。
- ・商業系や工業系から住宅系への土地利用の転換が進む地区では、住民意見を反映させながら、住環境の保全を目指し、地区計画の策定や適宜適切な用途地域への転換を図ります。

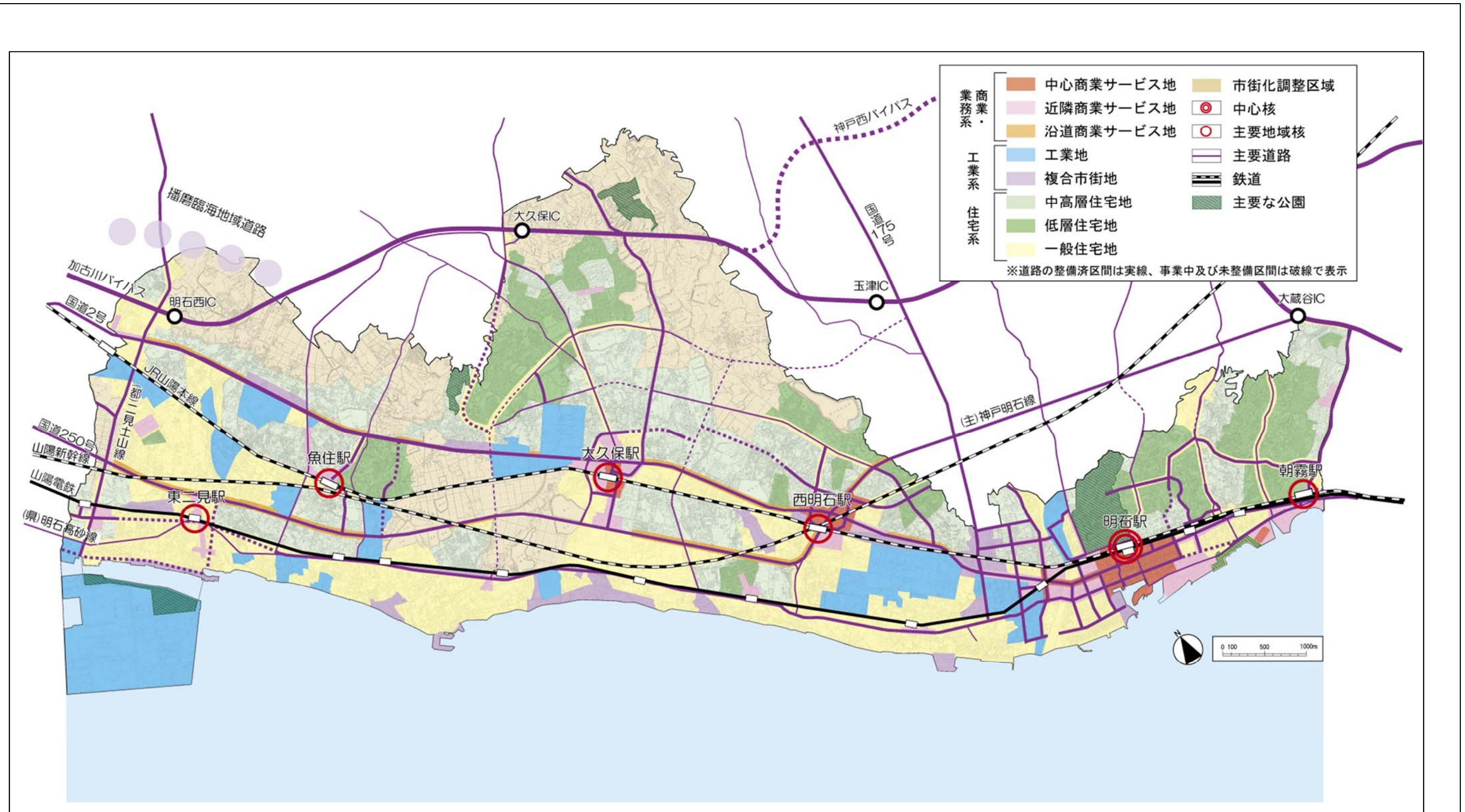


図 土地利用の方針図

2 都市施設整備の方針

「将来都市構造」を実現するため、以下の方針として都市施設整備を進めます。

(1) 交通施設整備の方針

①鉄道・駅前広場

- ・東西に通るJR山陽本線と山陽電鉄の駅を中心に集約型の都市構造を形成するため、アクセス道路と駅前広場及び駐車場、駐輪場などを整備し、利用環境の向上を図ります。
- ・誰もが安心して快適に駅を利用できるよう、駅舎のバリアフリー化やホームドアの設置など鉄道駅の利便性及び安全性向上を促進します。
- ・駅を起点としてすべての人にとっての快適で回遊しやすい環境をつくるため、駅周辺の歩行者空間のバリアフリー化や自転車経路の整備などを進めます。
- ・マイカーに依存しない交通環境をつくるため、路線バスやコミュニティバス等の公共交通機関と連携し、公共交通のシームレス化を図ります。
- ・踏切による交通渋滞や鉄道による地域の分断を解消するため、踏切の拡幅や立体横断施設の整備など、安全対策を進めます。

②道路

【道路全般】

- ・優先順位を付け、選択と集中により、必要な道路整備を進めるとともに、多様な利用者が、安全かつ円滑に共存できる交通処理の実現を目指します。
- ・既存の道路は、長寿命化に向けた予防保全等、適切な維持管理を行うとともに、道路空間のオープン化等、道路を賢くつかう工夫に取り組みます。
- ・都市計画道路は、道路の整備状況や利用状況、利用者のニーズなど交通環境の変化に注視し、長期的な必要性を踏まえ、課題や理由を明確にした上で必要な見直しを図ります。
- ・高速自動車道を有効活用することで、交通ネットワークの強化、地域の活性化などを推進します。

【自動車専用道路等、主要幹線道路】

- ・市内外の円滑な移動の実現や災害時の代替性確保のため国や県に未整備（暫定整備）区間の整備を要請します。

【幹線道路、補助幹線道路】

- ・交通渋滞の解消や都市交通の円滑化など道路機能の向上とともに、周辺の土地利用増進などを図るため、「明石みちビジョン」や「あかし安全のまちづくり計画（明石市強靱化地域計画）」に基づき整備を促進します。

【生活道路】

- ・通過交通の進入抑制や速度抑制など交通安全面の改善を図り、ひとが主役の道づくりに取り組みます。
- ・通学路は、地域や学校等との協働・連携を図りながら、安全・安心な歩行空間を確保します。

【歩行者・自転車系道路】

- ・ 主要な徒歩、自転車の流れがある道路や沿道景観等を楽しめる道路は、安全かつ快適に利用できる交通環境を整えるとともに、必要な駐輪場等の確保を図ります。
- ・ 限られた道路空間で自転車と歩行者が共存できる安全な自転車通行空間・歩行空間の整備を進めるとともに、自転車交通安全教室や放置自転車対策を行うなど、ハード・ソフトの両面から自転車利用環境の向上を推進し、自転車と歩行者が共に通行しやすい環境整備に取り組みます。

③駐車場・駐輪場

- ・ 「駐車場」は、違法駐車による道路の交通渋滞を解消し、都市機能を向上させるため、様々な人が集積する中心核に整備した駐車場の有効活用を図ります。
- ・ 「駐輪場」は、道路の安全性・利便性を改善するとともに、都市の美観の向上等にも役立つよう、各駅で整備した公共自転車・バイク駐車場の適切な維持・有効活用を図ります。

④公共交通（バス・海上交通等）

- ・ 路線バスやコミュニティバスは、誰もが安全で円滑に移動できる交通体系を確立するため、主要な交通結節点へのアクセス交通を確保し、交通不便地域を解消するなど、利便性や移動制約者等へのサービス向上を進めるとともに、MaaSなど新しい技術も取り入れながら公共交通の利用を促進します。
- ・ 隣接市町から鉄道駅をはじめとする本市への円滑な移動を可能とするため、市域をまたぐ交通等を担うバスサービスの確保、充実を促します。
- ・ 海上交通は、生活の足としての移動手段を確保するとともに、中心核の活性化を図る等、明石海峡の「海」を感じる観光資源としての利用を促進します。
- ・ 市民のニーズに配慮した交通体系について、自動運転や次世代モビリティを活用した新しい交通モードを導入するなど、都市空間も含めて検討することで、誰もが安全で安心して移動できる交通環境の実現を目指します。

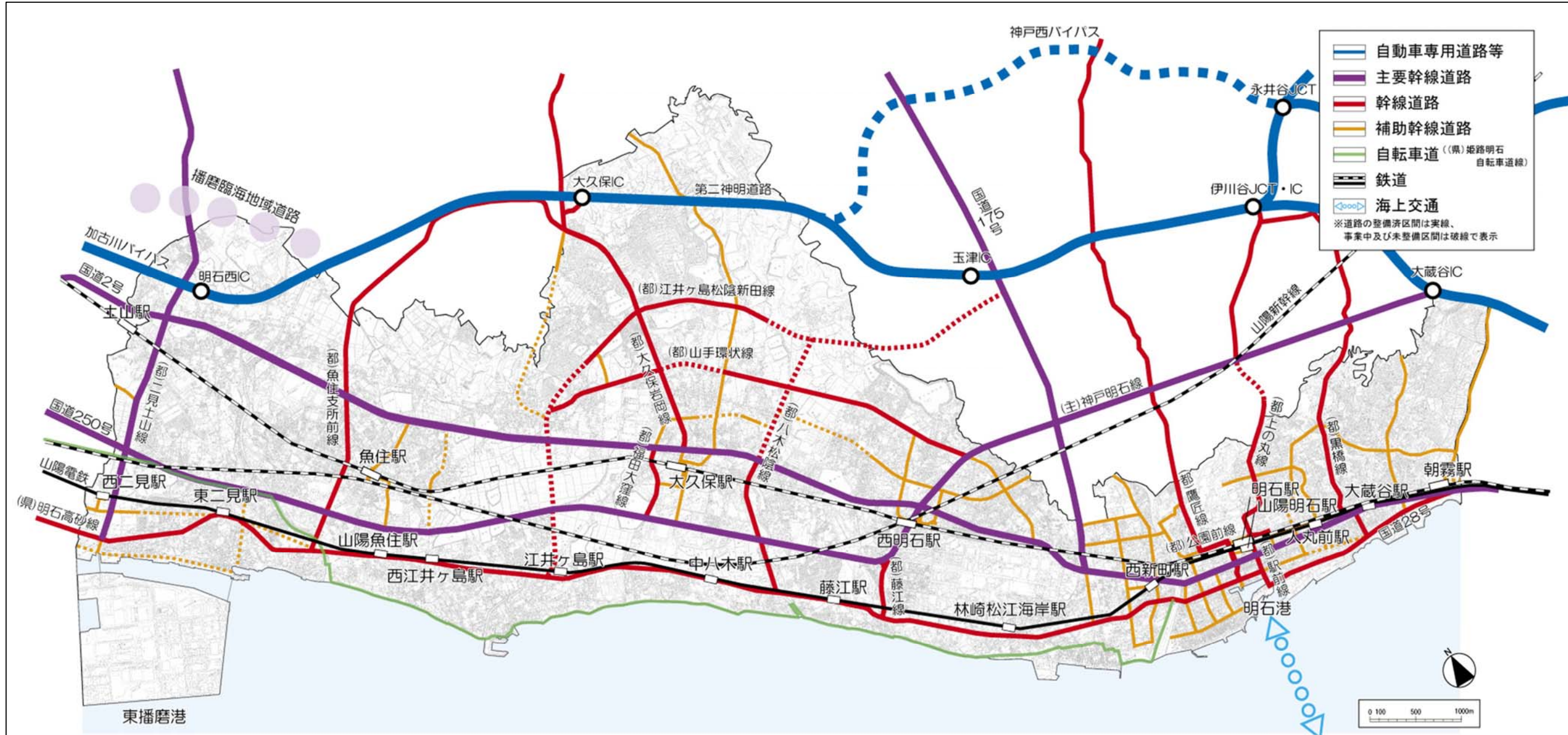


図 交通施設整備方針図

(2) 公園・緑地等整備の方針

①都市公園・緑地

- ・一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とした、市内唯一の広域公園である「明石公園」は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的に、東播磨地域を代表する緑の核としての魅力を維持・充実できるよう、兵庫県に適切な維持・管理や整備、有効活用を要請します。
- ・その他の整備済の公園は、立地特性を活かした整備・改善、適切な維持・管理と有効活用を図ります。
- ・未整備公園（未整備区域）は、整備の必要性や緊急性等を検討したうえで、整備が可能な条件が整ったところから進めていきます。
- ・市民1人当たりの公園面積の増加を目指し、民間開発による帰属や無償での用地提供、区画整理事業地区内などの場合、新たな公園整備を図ります。
- ・用地の買収を伴う公園整備は、人口減少の時代が到来すること、公園施設の維持管理に膨大な費用が必要となっていることを踏まえ、慎重に検討します。
- ・緑地は、自然的環境を有し、環境の保全、景観の向上、及び緑道の用等に供することを目的に、適切な維持・管理と有効活用を図ります。

②その他の緑の空間

- ・市街化調整区域内の丘陵地の緑や、本市の魅力となっている砂浜海岸と一体になった沿岸部の緑等は、本市の貴重な緑空間であることから、周辺環境に配慮しながら適切な保全、活用を目指します。
- ・海辺においては、公園整備と連携を図りながら、自転車道利用者など訪れた人が気軽に休憩や交流できる広場等の維持、確保を図ります。
- ・市街化調整区域等に残るため池や農地は、都市における貴重な水と緑の資源として、その保全・活用を図ります。
- ・生物多様性の保全・回復に配慮した公園、緑地、街路樹などを結ぶ「緑のネットワーク」を形成し、健全な緑環境の保全を図ります。

(3) 上下水道・河川等整備の方針

①上水道整備

- ・原水水質悪化の懸念がある明石川からの取水を廃止し、他事業者からの新規受水に切り替えます。（地下水、県水、新規受水で水源の多系統化）
- ・明石川及び鳥羽浄水場は段階的に廃止。魚住浄水場は躯体を補強した上で、設備やコントロールシステムを更新します。（施設統廃合・長期使用）
- ・施設や管路は更新基準を定め、長期使用を図ります。（アセットマネジメントの実践）。
- ・管路更新時は、耐震管を採用、適正口径へのダウンサイジングなどを検討します。

②下水道整備

- ・下水道計画区域内における未普及地域の整備促進を図るため、汚水管の整備を行います。
- ・台風や集中豪雨による浸水被害の軽減のため、浸水常襲区域を重点とした雨水管の整備を行います。
- ・陥没事故等の未然防止と管路施設の機能保持のため、腐食や老朽化する管渠等の改築を行います。
- ・安定的な下水処理の継続と環境保全及び省力化を図るため、老朽化する浄化センター等において建物の長寿命化対策と設備の改築・更新を行います。
- ・既存施設の活用により新規投資を抑制するため、浄化センター間を管路で結ぶネットワーク化事業には着手せず、船上浄化センターの延命化を図ります。

③河川等整備

- ・瀬戸内海へと流れ込む市内の河川は、市街地における貴重な親水空間であるとともに、海辺に人を誘う連続した空間になることから、治水安全度の向上と併せ、親水空間として活用を図ります。
- ・ため池は、農地と一体になってのどかな景観を形成するとともに、単独でも自然性やオープンスペース機能を有しており、それを活かした憩いの場としての活用を図ります。
- ・生物多様性の保全・回復に配慮した、ため池、水路、河川、海を結ぶ「水のネットワーク」を形成し、健全な水環境の整備を図ります。

(4) その他の都市施設整備の方針

- ・明石市公設地方卸売市場は、老朽化や耐震性、耐久性等に課題があることから、流通機能も考慮しながら、再整備を検討します。
- ・ごみ焼却場、ごみ処理場は、経年劣化が進んでおり、施設の更新が必要なことから、次期処理施設の規模や維持管理方式の検討などイニシャルコストやランニングコスト削減に向けた調査・研究及び耐震強化や環境学習設備など機能面についての検討を進め、建替えを進めることとします。
- ・火葬場、墓園は、必要な整備と維持管理を図ります。

3 環境保全・整備の方針

「将来都市構造」を実現するため、「明石市環境基本計画」、「緑の基本計画」および「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」と連携を図りながら、以下を方針として環境に配慮した都市づくりに取り組みます。

(1) 環境にやさしいまちづくりに関する方針

- ・持続可能な都市づくりとして、地球環境保全に貢献していくため、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会、安全安心社会の実現を目指し、環境負荷の低減に配慮した都市づくりを進めます。
- ・建築物は、大規模建築物を中心に、環境性能の向上や緑化の促進を図ります。
- ・交通面では、公共交通網と自転車走行空間等を維持・充実させ、自動車に依存しない複合的なモビリティマネジメントを進めます。
- ・ヒートアイランド現象を抑制するため、農地やため池の保全及び宅地化の区分を踏まえ、緑の保全を図ります。
- ・夏涼しい都市づくりを進めるため、河川や主要な街路などを南西方向の海からの「風の通り道」として緑地の維持・保全を図ります。

(2) 空間的環境整備の方針

①歴史的な環境の保全・整備

- ・本市には明石城跡や織田家長屋門、西国街道、浜街道沿いの古くからのまちなみ、酒処明石を象徴する酒蔵、中崎公会堂や住吉神社など、古くからの建造物が残されており、より市民が親しめるよう、歴史と調和した環境の保全・整備を図ります。
- ・海岸線沿いには、旧漁村の面影を残す集落が残っていることから、海辺の環境と一体になって海の魅力を感じるような環境づくりを検討します。

②海辺の環境の保全・整備

- ・東西約16kmの海岸線は、自然豊かな本市のシンボルであり、積極的に都市の魅力強化に向けて保全・整備を図ります。
- ・海水浴場については機能の維持・充実、魅力強化を図ります。
- ・中心核周辺や公園などの位置付けを持つ港湾・海浜については、多くの人が集まりたくなるような、海の魅力を満喫できる環境づくりを図ります。
- ・海浜利用に関して、アカウミガメの保護など自然環境に配慮した海岸づくりを進め、今後もその取り組みの維持・充実を図ります。
- ・海辺の景色等が楽しめる公園の機能の維持・充実を図るほか、駐車場の確保など利用環境の向上を図ります。

③その他の自然環境の保全・整備

- ・農地やため池は、一体になってのどかな田園環境を形成し、防災性や都市アメニティの向上に資する側面もあることから、必要に応じて保全・整備を図ります。

- ・樹林地は、市民が身近に自然に触れられる場であり、近接する集落、農地、ため池が一体となって「里山」を形成していることから、市街化による土地活用と自然の保全との調和を図ります。

(3) 移動環境整備の方針

①安全・安心な都市環境の整備

- ・市民の誰もが「出かけることができる」「出かけたいくなる」まちを目指し、公共交通機関や公共施設、民間施設等、ユニバーサルデザインの考えに沿ったまちづくりを進め、誰ひとり取り残されることのない人に優しい快適な都市づくりを進めます。
- ・鉄道駅を中心とする歩行者空間では、歩道の拡幅や段差解消、放置自転車の規制等に総合的に取り組み、バリアフリー化を進めます。

②回遊ネットワークの整備

- ・より多くの人々が気軽に本市らしい魅力ある都市環境・自然環境を楽しめるようにするため、海辺への快適な移動を確保し、JR各駅南側を中心に海辺の自転車道との回遊ネットワークの形成を進めます。
- ・海岸沿いの自転車道では、より快適に利用できるよう、ネットワークの強化を図るとともに、休憩等ができる施設、広場の確保や自転車道沿いの景観づくりの取り組みを検討します。
- ・隣接の市町へ向けて、街路や歩行者・自転車優先道路、緑道等を配置し、河川等の環境面での配慮を図ることで、回遊ネットワークの確保を進めます。
- ・海辺への人の流れを活発化させるため、線的な道路緑化や沿道宅地と一体になった修景上の配慮を図ります。

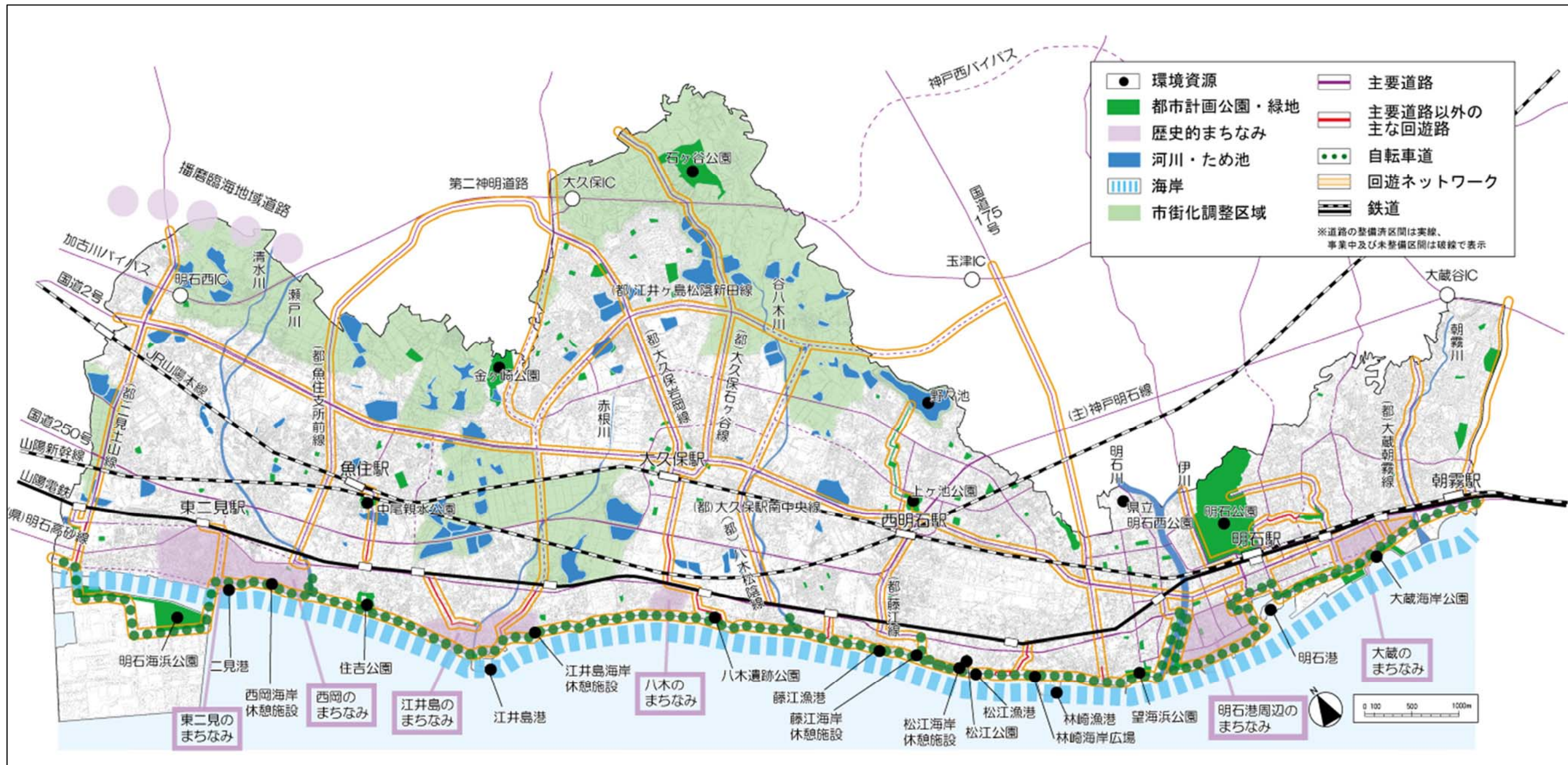


図 環境保全・整備の方針図

4 景観形成の方針

「将来都市構造」を実現するため、「明石市都市景観形成基本計画」に基づき、各関連計画と連携を図りながら、以下を方針として良好な市街地景観の形成に取り組みます。

(1) 景観類型別方針

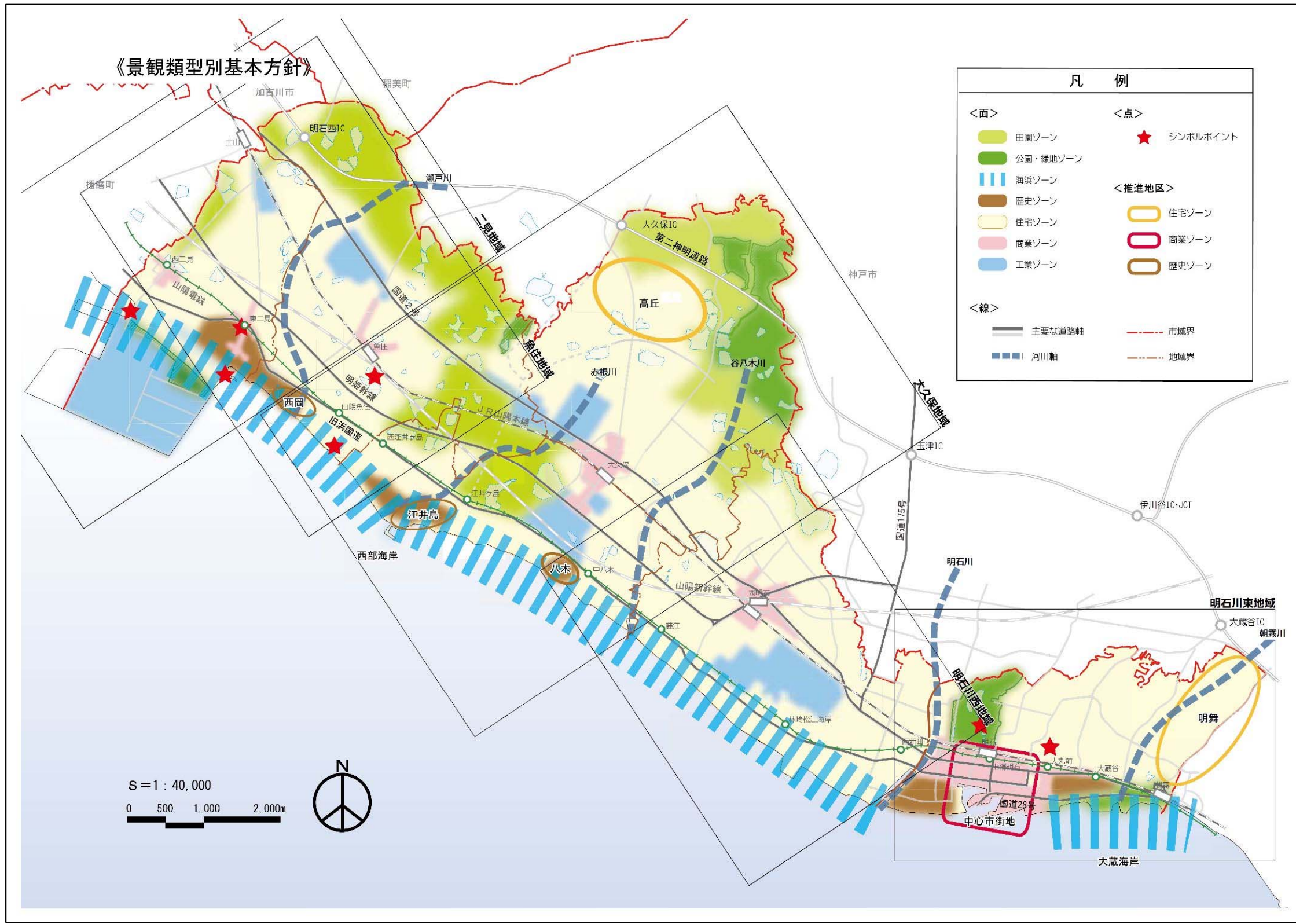
- ・明石の景観を面・線・点の3つの視点で分類し、7つの「面」、3つの「線」、3つの「点」の13類型と、それらを大きく眺望する「眺望景観」の14類型を設定し、それぞれの方向付けを行います。
- ・「面的景観」は、田園ゾーン、公園緑地ゾーン、海浜ゾーン、歴史ゾーン、住宅ゾーン、商業ゾーン、工業ゾーンについて、それぞれの特性に応じた景観を形成します。
- ・「線の景観」は、主要な道路軸、河川軸、まちを彩る道について、それぞれの特性に応じた快適な空間づくりを進めます。
- ・「点的景観」は、シンボルポイント、まちかどポイント、歴史ポイント、憩いのポイントについて、それぞれの特性に応じた景観の重要性を認識し、景観の保全・形成を進めます。
- ・「眺望景観」は、明石海峡大橋をはじめ、海峡、淡路島の眺望や「日の出」、「夕映え」など、時間や季節の変化を市民や観光客が楽しむことができる眺望点を整備し、眺望点から見える良好な景観の視認性を確保し、明石を代表する眺望景観を保全します。

(2) 推進地区

- ・明石を象徴する景観や暮らしにとけ込んだ良好な景観を持つ地区を「推進地区」として位置づけ、景観都市づくりに取り組みます。
- ・推進地区としては、市を象徴し、歴史的な雰囲気を残し、良好な景観が形成され、市のイメージに結び付き、まちづくり活動により守り、育て、創る視点で選定し位置付けます。

(3) 景観都市づくりの推進

- ・景観都市づくりの推進にあたっては、一人ひとりが景観都市づくりの主役であることを認識し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うとともに、三者協働による取り組みを進めます。
- ・行政は先導的な事例を示すとともに、市民、事業者の誘導等の責務を担い、先導的な景観整備、公共事業届出制度の実施や職員の意識向上に取り組みます。
- ・「明石市都市景観条例」に基づき、都市景観形成地区の指定、大規模建築物の届出制度の実施、都市景観形成重要建築物の指定、助成などに取り組みます。
- ・市民、事業者、行政が一体となり、協働によって景観ウォークの実施、景観のPRなどに取り組みます。



明石市都市景観形成基本計画（H22.11）より

5 市街地整備と住宅地整備の方針

「将来都市構造」を実現するため、以下の方針として市街地整備と住宅地整備を進めます。

(1) 市街地整備の方針

①形成途上の市街地

- ・ 施行中の土地区画整理事業を引き続き推進し、地域の良好な市街地の形成を図ります。
- ・ 新たな土地区画整理事業の事業化は、市街化圧力や地権者等地域住民の意向等を踏まえながら、十分に検討します。
- ・ 土地区画整理事業が施行される地区、おおむね1ヘクタール以上の戸建て住宅の開発が行われる地区を、「地区計画推進地区」として位置づけ、機運の高まりや事業の具体化などにあわせて地区計画の導入を図ります。

②既成市街地

- ・ 既に計画的に開発された低層中心の住宅地を「地区計画推進地区」として位置づけ、機運の高まりや事業の具体化などにあわせて地区計画の導入を図ります。
- ・ 住民ニーズを勘案し、必要に応じて地区計画または建築協定の導入を図ります。
- ・ 狭あいな道路に木造老朽住宅が立地する地区等では、都市づくりの主体となる地域住民の意向を十分に踏まえながら、良好な住環境形成のための取り組みを促進します。
- ・ 大規模な工場・商業施設・集合住宅等の跡地は、地域住民の意向と周辺市街地との調和を踏まえ、市街地再開発事業等の都市計画事業を検討するだけでなく、地区計画の策定や適宜適切な用途地域への転換等の土地利用制度を複合的に活用することにより、適切な制限の緩和と強化を総合的に検討し、市街地の再整備を図ります。

(2) 住宅地整備の方針

①形成途上の住宅地

- ・ 既成市街地内の大規模工場跡地や、農地の宅地化等で新たに住宅地が形成されつつある地区では、開発許可等により適切な住宅地形成へ誘導するとともに、地区計画の策定等により良好な住環境の整備を促します。

②既成住宅地

- ・ 空き地・空き家の有効活用などエリアマネジメントを進め、多様な主体と連携した住宅地の環境と土地利用の維持を図ります。
- ・ 高齢化が進み、空き家が増加している郊外住宅団地では、多世代の住民が共生するエリアマネジメントに取り組むとともに、交通や生活利便施設の立地誘導などをはじめとする生活環境の改善を図ります。
- ・ 利便性が高いまちなか居住を希望する郊外住宅団地の高齢者世帯と子育て期のファミリー世帯との間で円滑な住み替えを促すなど、多様な主体と連携し、効果的な取り組みを推進して、住宅地の環境と土地利用の維持を図ります。
- ・ 郊外住宅団地で既に形成されている良質な住環境を維持するため、地区計画の導入を促します。

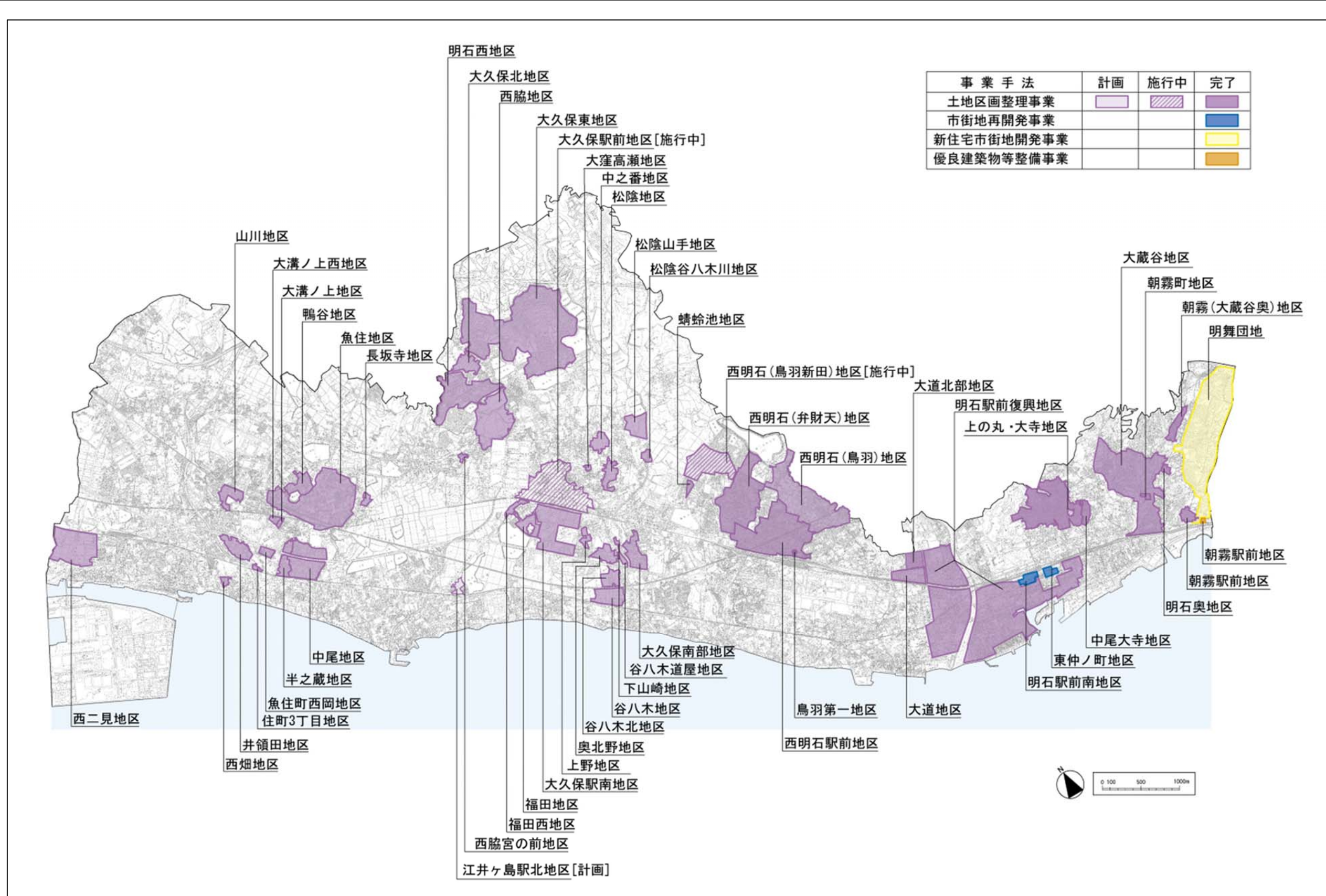


図 市街地整備図

6 都市防災の方針

「将来都市構造」を実現するため、「あかし安全のまちづくり計画（明石市強靱化地域計画）」「明石市地域防災計画・明石市水防計画」「明石市耐震改修促進計画」「明石市総合浸水対策計画」等と連携を図りながら、以下を方針として、災害に強いまちづくりを進めます。

（１）都市の耐震化・不燃化

- ・密集市街地においては、建築物の更新を促すとともに、不燃化を進めます。また、地区計画など地域主体のまちづくりや狭あい道路の拡幅などの道路整備、空き家の適切な管理や活用の促進などにより市街地環境の改善を図ることで、災害に強い都市づくりを推進します。
- ・公共建築物は、建築された年次や防災上の重要度を踏まえて、順次耐震診断を実施します。また、その診断結果や「明石市公共施設配置適正化実行計画」を踏まえて、計画的に耐震改修を進めます。
- ・地震による建築物の倒壊を防ぐため、耐震診断や耐震改修の促進を支援します。
- ・災害時の道路の被害や落橋による復旧活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁などの道路構造物の耐震化対策を推進します。
- ・上水道、下水道などのライフライン施設は、事前の予防措置を日頃から講じておくことを基本として、耐震性の強化をはじめ被害軽減のための各種対策を実施します。また、業務継続計画の定着化を図り、災害時のライフラインを確保します。

（２）都市基盤の整備

- ・既設公園における防災機能の強化を図るとともに、身近な緑の保全による都市全体の防災力向上を図ります。
- ・東西方向を中心とする広域幹線道路網の形成を促進するとともに、市内交通の機能強化を図るため、必要な幹線道路の整備を推進し、道路ネットワークの整備を進め、防災機能の向上を図ります。

（３）土砂災害と浸水対策

- ・宅地造成によるがけ崩れまたは土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成工事に対する規制及び既成危険宅地に対する指導等を実施します。
- ・土砂災害特別警戒区域等については、定期的な点検や安全性の確認を行いながら、区域内にある既存不適格住宅の改修、除却、区域外への移転に対する支援を行い、防災性の向上に努めます。
- ・都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、計画的に雨水管や排水ポンプ等の整備を進めるとともに、既設雨水管や道路側溝、用水路等雨水排水施設の適切な維持管理を実施します。また、ため池の貯留効果の活用など雨水流出抑制を促進します。
- ・大型地震及び大型台風発生時の津波や高潮、波浪などによる河川、海岸付近の災害に備えて、防潮堤、護岸など海岸保全施設の耐震化や長寿命化を推進するとともに、国・県と連携し適切な施設の管理及び災害訓練等を実施します。
- ・ハザードマップ等により災害危険性や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全な都市づくりに取り組みます。